

以下の「作業」を行う団体等を募集します。

【八本松地区親水護岸塵芥処理等作業】

次のとおり募集します。

令和6年 6月14日

分任支出負担行為担当官
東北地方整備局
仙台河川国道事務所長 田中 誠柳

1. 募集の概要等

(1) 募集の目的

河川法第99条の趣旨に鑑み、国土交通省仙台河川国道事務所が管理する名取川水系広瀬川の直轄管理区間（広瀬川右岸八本松地内）において、親水護岸の安全性や利便性を保つことを目的に塵芥処理及び施設の安全利用点検を行うものである。

(2) 履行場所等

仙台河川国道事務所管内名取川水系広瀬川（広瀬川右岸3.0km付近）における作業

(3) 契約の相手方

「2. 参加資格要件」の参加資格要件を満たし、かつ、最低価格で応札した者と作業に係る契約を締結する。

(4) 作業内容

仕様書による

(5) 履行期間 契約締結の翌日 ～ 令和6年11月29日

(6) 契約の相手方の選定方法等

本作業を契約する団体については、「2. に示す参加資格要件」を有することを証明する資料（証明する資料に関する様式等は「募集に関する必要書類等説明書」による）をもって審査し、参加資格要件を満たしている者のうち、証明する資料と同時提出された見積書の見積合わせの結果、予定価格の範囲内の最低価格者と請負契約する。

2. 参加資格要件

以下に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 河川法施行規則第37条の6に規定する河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であり、かつ、当該業務内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

- (3) 当該河川において、過去5カ年度以内(令和元年度から令和5年度)に同種・類似業務(活動)の実績があること。
・同種・類似業務(活動)： 河川清掃作業、又は河川愛護活動
- (4) 河川協力団体においては、河川協力団体指定証における「業務を行う河川の区間」が、本作業の履行場所を包含すること。
- (5) 募集に関する説明書及び仕様書等の交付を受けた者であること。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 参加資格要件を有することを証明する資料の提出期限の日から見積合せの日までの期間に東北地方整備局長から「指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

3. 本契約に関する手続等

(1) 契約に関する担当部局

〒982-8566 仙台市太白区あすと長町四丁目1-60
東北地方整備局 仙台河川国道事務所 経理課 契約指導係長(役務担当)
電話 022(248)4132
ファクシミリ 022(248)6701

(2) 募集に関する必要書類等説明書及び仕様書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和6年6月14日(金)から令和6年7月4日(木)までの毎日、9時30分から17時45分まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 交付場所：3(1)の場所に同じ。
- ③ 交付方法：3(1)の場所又は郵送により交付を行う。
なお、郵送による交付を希望する場合は、3(1)契約に関する担当部局に申し出ること。

(3) 参加資格要件を有することを証明する資料及び見積書等の提出場所等

- ① 提出期間：令和6年6月14日(金)から令和6年7月4日(木)までの毎日、9時30分から17時45分まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く
- ② 提出場所：3(1)の場所に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

(4) 業務内容に関する担当部局

〒982-8566 仙台市太白区あすと長町四丁目1-60
東北地方整備局 仙台河川国道事務所 河川管理課
電話 022(304)1813
ファクシミリ 022(304)1905

4 その他

- (1) 手続きにおいては使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成：否
- (3) 支払条件：完了精算払
- (4) 見積心得：募集に関する必要書類等説明書とともに交付
なお、見積心得を熟読のこと。
- (5) 見積方法：見積書には、消費税及び地方消費税相当額（10%）を含めること。
- (6) 契約保証金：免除